

～大切なお知らせ～



ひとり親世帯分給付金を受取済みでない方へ 令和5年度子育て世帯生活 支援特別給付金のご案内

子育て世帯の支援のため、**給付金の支給**を実施します！

1. 支給対象者

①または②に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

令和4年度中に実施した子育て世帯生活支援特別給付金(前回の給付金)の支給対象者であった方

① 小清水町は、該当する方に対し**令和5年5月31日(水)**に「令和4年度低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外分)」を振込した口座へ**支給済み**です。

②

- 令和5年3月31日時点で**18歳未満の児童**(障害児の場合、**20歳未満**)を養育する父母等
(※令和6年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

であって

- 令和5年度**住民税(均等割)が非課税**の方
- または
- 令和5年1月1日以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 5万円

■支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

*お問い合わせは、下記までご連絡ください。

■こども家庭庁コールセンター

0120-400-903 (受付時間: 平日9:00~18:00)

■小清水町窓口 小清水町役場 保健福祉課 子育て支援係
0152-62-4473 (受付時間: 平日8:45~17:30)

3. 給付金の支給手続き

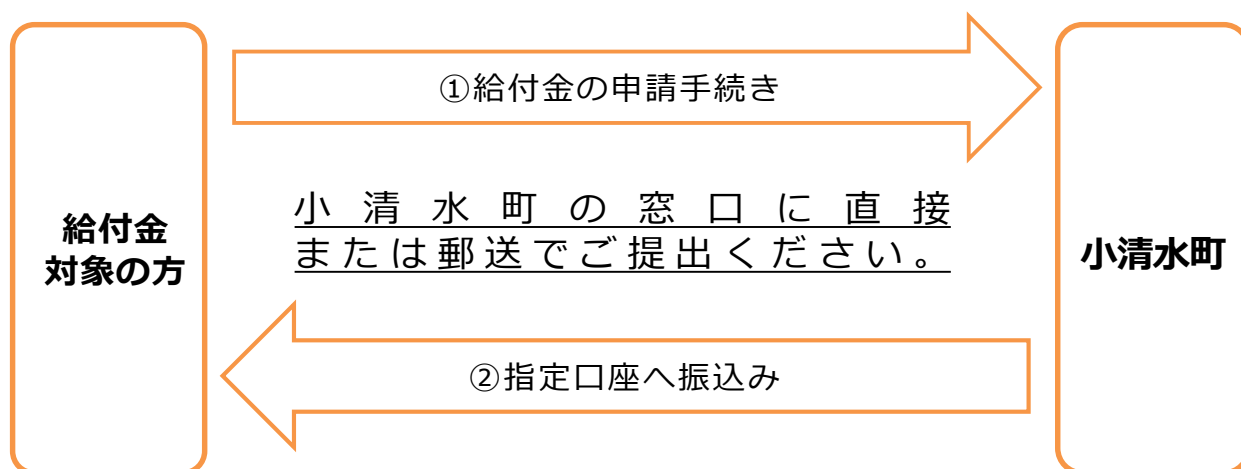
I. 令和4年度「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）」の支給対象者であった方

- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取ることができます。

※表面の支給対象者①のとおり

II. 上記以外の方（例. 収入が急変した方）

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともにお住まいの小清水町の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。

ご自宅や職場などに北海道や小清水町、厚生労働省（の職員）をかたった不審な電話や郵便があった場合は、小清水町役場や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

